

豊山町子ども読書活動 推進計画（第3次）（最終案）

令和3年度～令和7年度
豊山町教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 読書計画に関する国、県の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象	4
5 計画期間	4
6 計画体制	4
第2章 町の子どもを取り巻く読書環境の現状	5
1 町の状況	5
2 第2次計画の検証	9
3 アンケート調査結果の概要	12
4 現状から見える課題のまとめ	21
第3章 豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）について	22
1 基本方針	22
2 基本目標	22
3 施策の体系	24
4 豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）	25
基本目標1 家庭・地域・学校における読書活動の推進	25
施策1 家庭における読書活動の推進	26
施策2 町図書室における読書活動の推進	26
施策3 学校における読書活動の推進	26
基本目標2 町や学校図書室などの読書環境の充実	27
施策4 町図書室の充実	27
施策5 町施設との連携	28
施策6 学校図書室の充実	28
基本目標3 読書活動に関する理解と関心の普及	29
施策7 啓発事業の充実	30
施策8 情報の収集・提供	30
第4章 計画の推進に向けて	31
1 読書活動の推進に向けた体制の充実	31
2 計画の周知	31
3 計画の進行管理	31
資料編	32

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

読書は、豊かな感性を磨き、幅広い知識を得て、考える力を育て、創造力・表現力を育むことができる大切な行為です。特に子どもにとっての読書は、豊かな言葉を獲得するための活動であるとともに、読書を通して得た知識は、その子どもが主体的に学び、生きていく上での大切な力につながります。

これからの世の中、どのように変化していくかを予測するのは困難な時代になりました。そのような中で子どもが直面するであろう様々な課題を自ら克服し、人生をより主体的に、豊かに生きていく力を身に付けるための一つの手法として読書があります。

本町においては、すべての子どもがいつでも本を身近に感じ、豊かな読書活動が続けていくことができるように、また同時に子どもの読書習慣の形成に深く関わる保護者自身が読書に目を向けるようにと、平成 23 年 3 月に「豊山町子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 28 年 3 月には「同計画（第 2 次）」を策定しました。

今回、子どもを取り巻く読書環境の変化や「豊山町第 5 次総合計画」をはじめとした上位・関連計画を踏まえ、町民が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭・地域・学校などの役割をそれぞれ示し、町民の活動の指針となるものとして、「豊山町子ども読書活動推進計画（第 3 次）」を策定しました。



2 読書計画に関する国、県の動向

(1) 国の動向

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「推進法」）が施行され、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、環境整備を推進することが基本理念とされました。また、推進法第 9 条第 1 項で「都道府県が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と規定されました。

平成 14 年 8 月には推進法に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」）が策定されました。その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成 20 年 3 月に第 2 次基本計画、平成 25 年 5 月に第 3 次基本計画、平成 30 年 4 月に第 4 次基本計画が策定されました。

第 4 次基本計画では、特に高い不読率の状況にある高校生について、都道府県が市町村と連携しつつ施策の推進に努めることが示されています。

(2) 県の動向

国の基本計画を踏まえ、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、平成 16 年 3 月に「愛知県子ども読書活動推進計画」（以下、「推進計画」）、平成 21 年 9 月には推進計画（第 2 次）、平成 26 年 3 月には推進計画（第 3 次）平成 31 年 3 月には推進計画（第 4 次）が策定されました。

推進計画（第 4 次）は、推進法第 9 条第 1 項の規定に基づく計画であるとともに、「あいちの教育ビジョン 2020」を踏まえ、子どもの読書活動を推進する具体的方針を定めています。

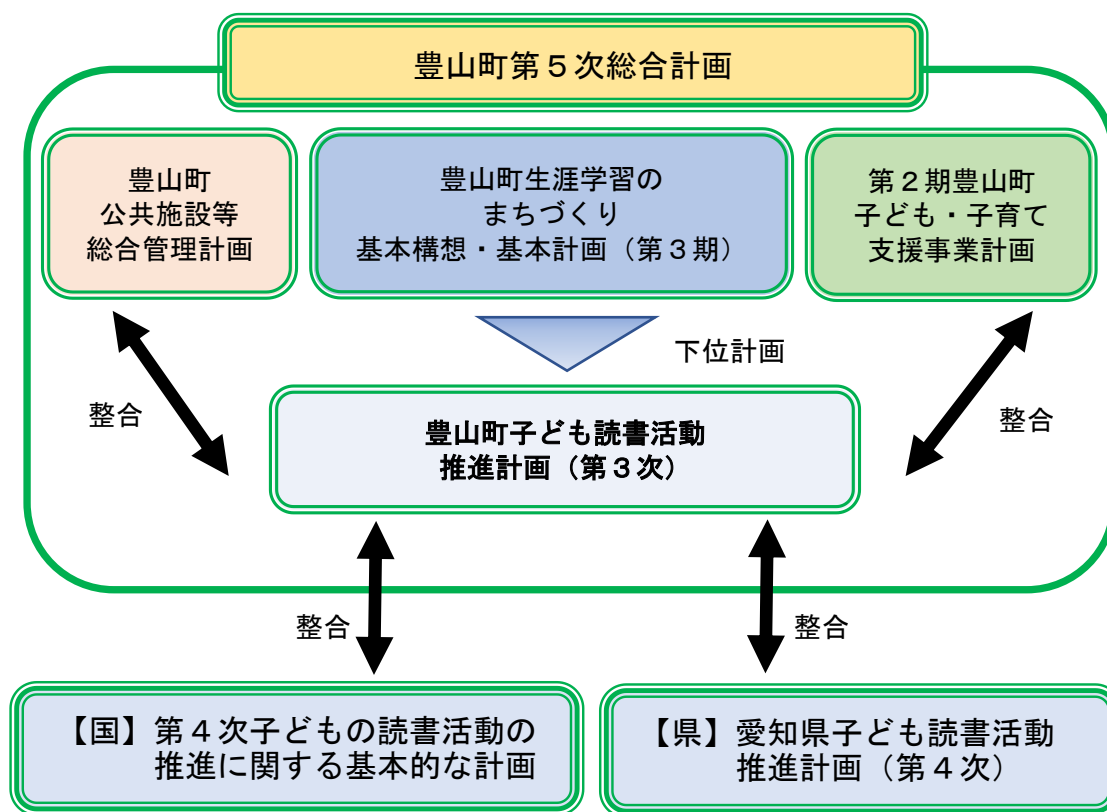


3 計画の位置づけ

本計画は「豊山町第5次総合計画」の下位計画である「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」にて取り組む施策の一つとして位置付けられており、以下の関連する計画との整合性を図り策定します。

関連する主な計画

	計画名
国	第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
愛知県	愛知県子ども読書活動推進計画（第4次）
豊山町	豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期） 豊山町公共施設等総合管理計画 第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画



4 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

また、保護者や子ども読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

5 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

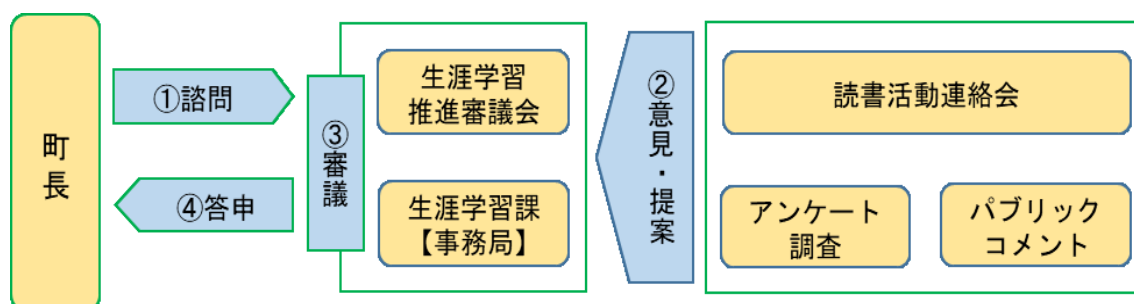
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2次（平成28年度～令和2年度）									
					第3次（令和3年度～令和7年度）				

6 計画体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた計画内容とするため、有識者や生涯学習関連団体の代表などからなる「生涯学習推進審議会」及び町内の小中学校の図書館教育担当教諭などからなる「読書活動連絡会」において議論を重ね、計画案を策定しました。

また、計画の策定にあたっては、子どもを取り巻く読書環境の現状を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、計画への町民の意見・要望を把握するためのパブリックコメントを実施しました。

計画策定体制



第2章 町の子どもを取り巻く読書環境の現状

1 町の状況

(1) 計画関連施設の状況

①社会教育センター図書室の状況

社会教育センター図書室は、本町唯一の図書館施設として、昭和63年度より運営しています。令和元年度末時点での蔵書数は一般書では65,503冊、児童書は19,516冊です。また、レファレンスサービスの充実の一環として蔵書検索ロボットを設置し、利用者が容易に資料検索できる環境整備を図ってきました。

利用状況は、令和元年度で貸出利用者数は10,162人、貸出冊数は34,598冊です。

社会教育センター図書室の蔵書数

単位（冊）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童書	児童書	13,310	13,499	13,290	12,970	13,197
	絵本	5,623	5,997	6,248	6,105	6,319
	小計	18,933	19,496	19,538	19,075	19,516
一般書	0総記	3,293	3,326	3,264	3,304	3,344
	1宗教・哲学	2,672	2,681	2,603	2,619	2,639
	2歴史	8,373	8,405	7,546	7,612	7,636
	3社会科学	11,331	10,882	11,079	11,146	11,171
	4自然科学	4,550	4,203	4,221	4,397	4,346
	5技術・工学	4,435	4,381	4,444	4,611	4,611
	6産業	2,360	2,176	2,171	2,232	2,220
	7芸術・体育	4,724	4,799	4,690	4,784	4,839
	8言語	942	952	778	793	742
	9文学	24,372	24,042	23,822	24,467	23,955
	小計	67,052	65,847	64,618	65,965	65,503
図書蔵書合計		85,985	85,343	84,156	85,040	85,019

※各年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ

社会教育センター図書室の利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出利用者数 (人)	未就学児	457	440	382	403	341
	小学生	1,703	1,631	1,500	1,655	1,541
	中学生	210	201	173	190	143
	高校生	55	71	75	71	53
	一般	8,948	8,574	8,604	8,711	8,084
	合計	11,373	10,917	10,734	11,030	10,162
貸出冊数 (冊)	児童書	15,410	16,950	16,985	19,973	17,612
	一般書	20,098	19,252	18,965	18,466	16,986
	合計	35,508	36,202	35,950	38,439	34,598

※各年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ

②保育園及び学校の状況

本町には、豊山保育園、富士保育園、青山保育園の3つの保育園と、豊山小学校、新栄小学校、志水小学校の3つの小学校と豊山中学校があります。保育園児、学校児童生徒数並びに各学校図書室の蔵書数と平均貸出冊数は以下のとおりとなっています。

保育園児数

単位（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
豊山保育園	172	161	171	171
富士保育園	139	140	131	150
青山保育園	97	96	89	82
合計	408	397	391	403

※各年4月1日現在

資料：豊山町統計資料集

学校児童生徒数

単位（人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
豊山小学校	358	391	402	407
新栄小学校	317	332	346	347
志水小学校	370	363	340	315
小学校計	1,045	1,086	1,088	1,069
豊山中学校	442	425	437	473
合計	1,487	1,511	1,525	1,542

※各年5月1日現在

資料：豊山町統計資料集

各学校図書室の蔵書数

単位（冊）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
豊山小学校	11,670	12,089	7,176	7,810
新栄小学校	6,800	7,039	7,317	7,584
志水小学校	4,757	5,013	5,497	5,734
豊山中学校	14,838	15,253	15,253	15,546
計	38,065	39,394	35,243	36,674

※各年5月1日現在

資料：学校経営案

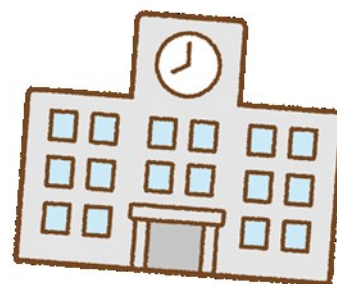
各学校図書室の平均貸出冊数（児童生徒1人あたり）

単位（冊）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
豊山小学校	26	36	10	15
新栄小学校	12	18	11	11
志水小学校	23	15	18	24
豊山中学校	22	27	37	17
計	83	96	76	67

※各年1月31日現在

資料：社会教育センター調べ



③ボランティア団体の状況

本町には福祉施設などの公共施設において、未就学児及び小学校低学年を対象に絵本の読み聞かせや紙芝居を行う、「おはなし会」を実施しているボランティア団体が2団体あります。「おはなし会」は子どもが幼いころから本に親しむきっかけ作りの場として実施しております。

ボランティア団体「おひさま」

創設年	昭和 48 年	構成人数	4 人
活動内容	絵本の読み聞かせ、紙人形劇、手遊びなど		

※令和2年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ

ボランティア団体「ゆめっ子」

創設年	昭和 63 年	構成人数	8 人
活動内容	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おもちゃ作りなど		

※令和2年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ



おひさまのおはなし会



ゆめっこのおはなし会

2 第2次計画の検証

第2次計画では、子どもたちに読書の喜びと習慣を身につけさせ、全ての子どもが家庭生活の中でも読書に積極的に取り組むことを目的に、①「家庭及び地域における読書活動の推進」、②「学校等教育施設における読書活動の推進」、③「町図書室における読書活動の推進」の3つの施策を掲げ、読書活動推進計画を実施してきました。事業の取り組み状況については次のとおりです。

施策1 家庭及び地域における読書活動の推進

取組1 家庭への情報提供
・ 広報において、おすすめ本の紹介やおはなし会の催し物を毎月掲載し、家庭への読書活動の啓発に努めました。
取組2 絵本のブックリスト配布と読み聞かせ
・ 10 か月児検診時に乳幼児の保護者を対象に、絵本の読み聞かせの重要性を啓発するブックスタート事業を実施しました。 ・ 活動の中でボランティア団体が実際に絵本の読み聞かせを行い、保護者から好評を得ました。
取組3 児童センター及び児童館での読書活動の推進
・ 児童センター及び児童館に、子どもが身近に本に親しめる図書コーナーを設けました。こうした場所には、社会教育センター図書室からの図書の貸し出し及び無償譲渡を行い、読書環境の充実を図りました。 ・ ボランティア団体による読み聞かせを実施し、子どもたちに読書の楽しさと機会を提供することに努めました。
取組4 ボランティア団体の協力
・ 町とボランティア団体が協力し、児童館等で絵本の読み聞かせや人形劇などのおはなし会を定期的に開催し、親子で本に親しむ機会をつくり、子どもの読書活動を推進しました。

施策2 学校等教育施設における読書活動の推進

取組1 学校図書室の環境整備（小中学校）
・ 学校図書室にて、学習テーマ毎のコーナーを設置するなどの工夫を行い、調べ学習等で図書資料を有効活用できるよう、図書の更新及び補充を行いました。また、中学校では平成26年度から、小学校では平成27年度から学校図書室のバーコードによる蔵書管理を行いました。
取組2 読書の習慣化
・ 朝のホームルーム等に10分間程度の読書の時間を設ける朝読書の実施など、児童生徒の読書時間の確保に努め、読書の習慣化を図りました。また、学校図書委員会が主となり、多くの図書に触れ合う機会を創出しました。

取組 3 保護者有志・地域サークル等による読み聞かせの推進（小学校）
・ 保護者ボランティアや地域の読み聞かせサークルなどが、小学校に定期的に来校し、紙芝居や人形劇や絵本の読み聞かせなどを行いました。
取組 4 読書感想文コンクール等への参加（小中学校）
・ 読書感想文コンクール・読書感想画コンクール等の事業や「青少年によい本をすすめる県民運動」に参加し、読書活動を推進しました。
取組 5 図書委員会活動の推進（小中学校）
・ 各小中学校の図書委員会で、「図書館だより」の発刊、読書感想文コンクール課題図書や新刊図書・おすすめの本の紹介、「図書館祭り」等の活動を行いました。

施策 3 町図書室における読書活動の推進

取組 1 町図書室の環境整備					
・ 子どもが読みたい本を容易に探せるような配架やおすすめ本の紹介コーナーなどを設置しました。					
取組 2 町図書室の充実					
・ 町図書室にて、子どもの読書意欲や知的好奇心を満足させることができるような児童書及び絵本の収集を実施しました。					
児童書等の内訳（令和 2 年度は令和 3 年 1 月末時点の冊数から算定した見込数値）					
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童書	13, 499 冊	13, 290 冊	12, 970 冊	13, 197 冊	13, 199 冊
絵本	5, 997 冊	6, 248 冊	6, 105 冊	6, 319 冊	6, 559 冊
取組 3 団体貸出の実施					
・ 様々な本に触れてもらう機会を提供するため、児童センター及び児童館、小学校等に図書を貸し出すサービスを実施しました。					
・ ボランティア団体等に対しても図書資料の団体貸出や資料情報の提供を行い、様々な本が地域で身近な存在となるように支援を行いました。					
取組 4 除籍本の譲渡					
・ 町図書室で除籍した児童書等について、公共施設や町民へ無償譲渡を行い、町内施設における図書の充実と、図書の再利用を図りました。					
取組 5 他の図書館との相互貸借					
・ 愛知県図書館及び県内の公立図書館並びに大学図書館との連携協力を通して、情報交換や資料の相互貸借が常時実施できる体制を維持しました。					
取組 6 おはなし会の実施					
・ 保護者に家庭での読み聞かせや読書の重要性について理解していただくために、ボランティア団体による紙人形劇や絵本の読み聞かせといったおはなし会を実施しました。					

取組 7 広報及び機関紙による啓発
・ 「広報とよやま」においておすすめ本の紹介やおはなし会などの催しを毎月掲載し、広く町民への周知を図りました。 ・ 町図書室機関紙である「書窓」を毎月発行し、図書室からも町民への周知を図りました。
取組 8 青少年によい本をすすめる県民運動への賛同
・ 愛知県が毎年 10 月に実施する「青少年によい本をすすめる県民運動」に賛同し、町図書室においては、青少年向け優良図書を並べたコーナーを設置しました。
取組 9 中学校職場体験学習の受け入れ
・ 町図書室の仕事内容を知り、町図書室への親しみをもってもらうため、中学生の職場体験学習を積極的に受け入れました。
取組 10 小学生及び保育園児の図書室見学の受け入れ
・ 町図書室の仕事内容を知り、図書室への親しみをもってもらうため、小学生及び保育園児の施設見学を積極的に受け入れました。
取組 11 小学 1 年生への図書室利用カードの配布
・ 町図書室の周知と利用を促進するため、毎年小学 1 年生を対象として、図書室利用カードを作成して配付しました。

3 アンケート調査結果の概要

社会教育センターを利用した未就学児の子どもをもつ保護者、小中学生及び高校生に対して、読書に関する実態を把握するため、令和2年11月から12月にかけて「豊山町の子どもの読書活動に関する実態調査」を実施しました。調査の概要、各質問及び回答内容は次のとおりです。

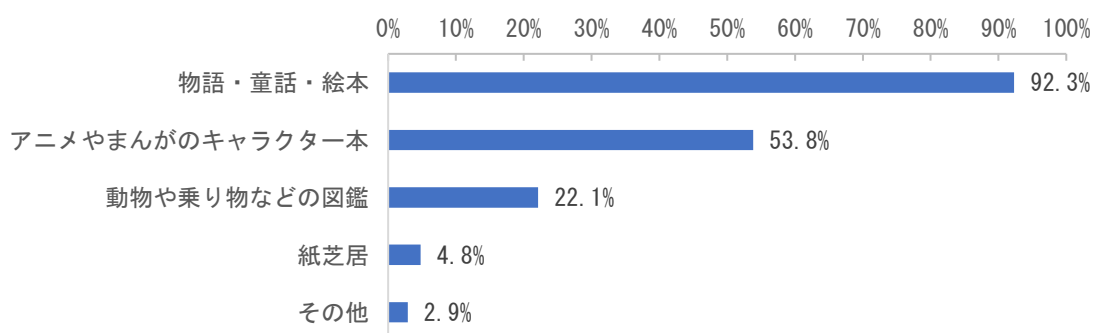
(1) 未就学児

①実施内容

項目	内容
調査対象	社会教育センターを利用した未就学児の子どもをもつ保護者
調査期間	令和2年11月29日～令和2年12月26日
調査方法	社会教育センター内にて職員による配布・回収
調査数	調査数 110名

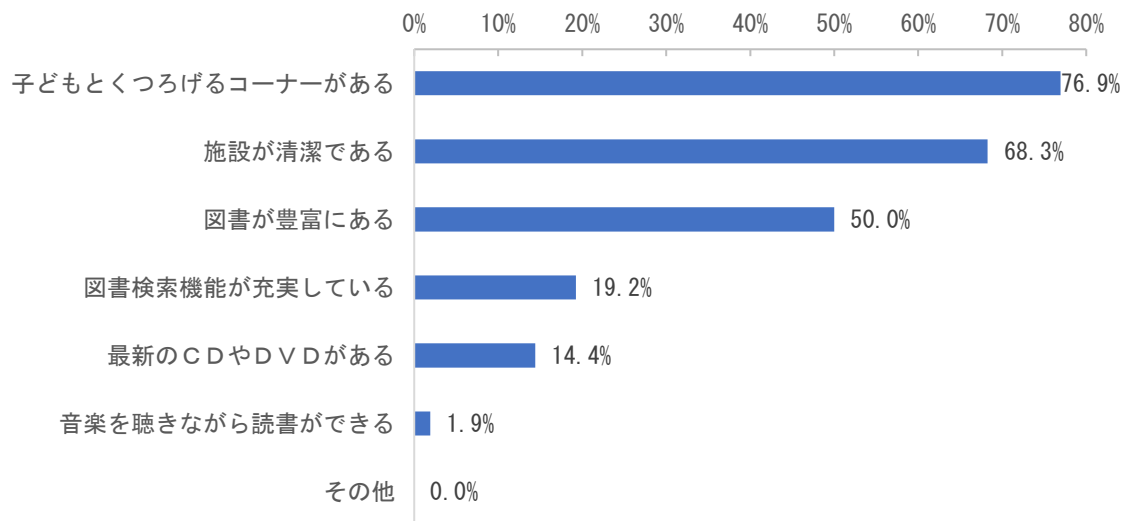
②調査結果の概要

Q1 あなたのお子さまは、どのような本に興味がありますか。
(複数回答可)



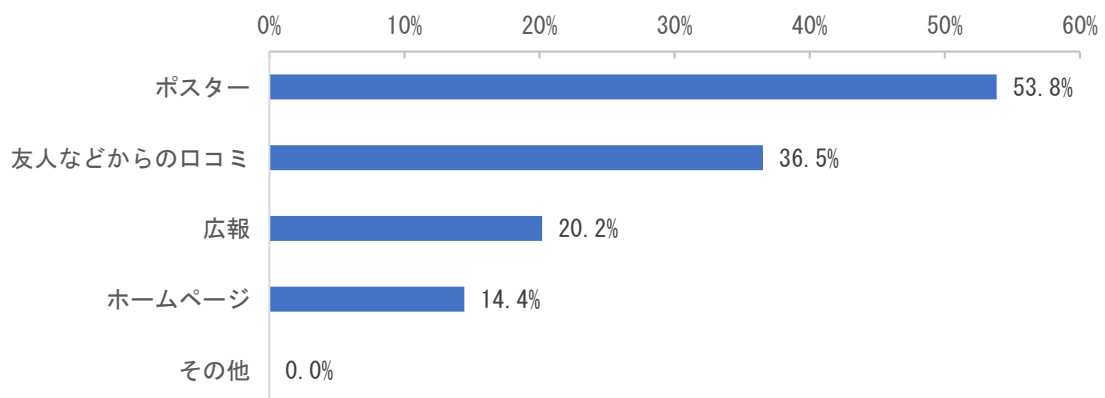
「物語・童話・絵本」の回答が一番多い割合となっていますが、「アニメやまんがのキャラクター本」の回答も半数以上占めるなど、様々なジャンルに興味をもっていることがうかがえます。

Q 2 あなたは、どんな図書室ならお子さまと行ってみたいと思いますか。(複数回答可)



「子どもとくつろげるコーナーがある」の回答が一番多く、「施設が清潔である」が続きます。資料貸出以外にも、多様なサービスを求められていることがうかがえます。

Q 3 豊山町の行事やイベントの情報を知るきっかけは何ですか。(複数回答可)



「ポスター」や「友人などからの口コミ」の回答と比較し「広報」や「ホームページ」は少ないことから、日常の生活で目にする、耳にすることで情報を収集していることがうかがえます。

Q 4 図書室に関する意見があれば、ご記入ください。

- ・くつを脱いで本を読むスペースがあるとうれしいです。
- ・児童図書のより一層の充実をお願いします。
- ・一回で借りられる冊数の上限を増やしていただけるとありがたい。
- ・ちょっとうるさくしてもよいと助かります。
- ・子どもも大人も楽しく本に親しめる雰囲気ある図書室を期待します。

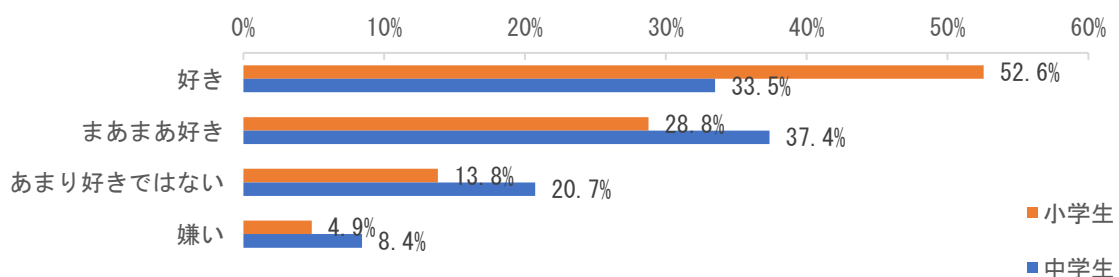
(2) 小中学生

①実施内容

項目	内容				
調査対象	町内の小中学校の児童生徒				
調査期間	令和２年７月				
調査方法	アンケート用紙の配布による回答もしくは教諭からの聞き取りによる。				
調査数	調査数　１,５４０人				
	豊山小	新栄小	志水小	豊山中	合計
	４０７人	３４７人	３１４人	４７２人	１,５４０人

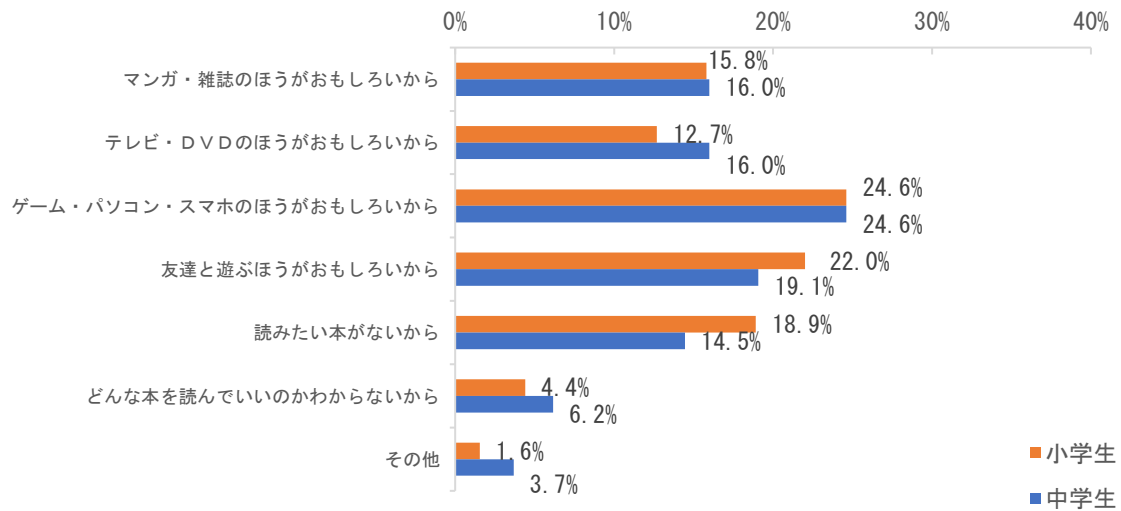
②調査結果の概要

Q 1 あなたは、本を読むのが好きですか。



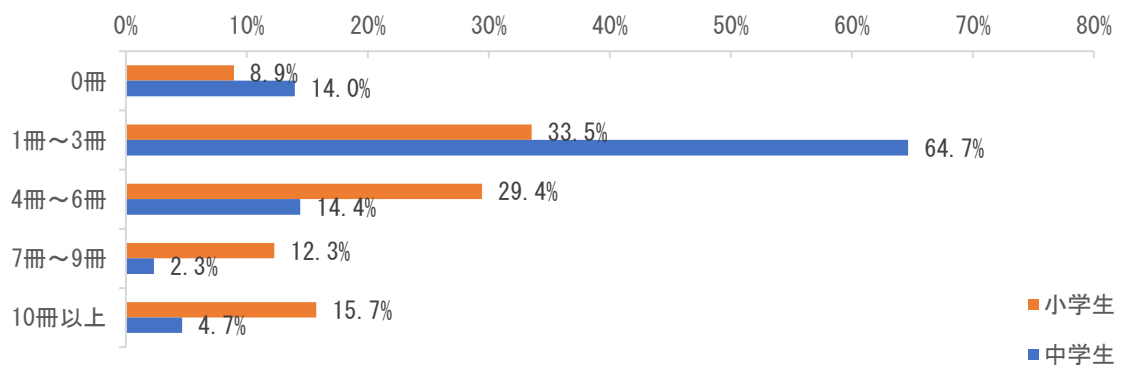
本を読むことについて、「好き」若しくは「まあまあ好き」と回答した児童生徒は小学生が81.4%、中学生が70.9%でした。平成29年度に愛知県が行った同調査では、小学生が84.1%、中学生が72.8%であり、本町の調査結果とほぼ同じとなっています。

Q 2 Q 1で「あまり好きではない」、「嫌い」を選んだ人は教えてください。なぜ、本が好きではないのですか。(複数回答可)



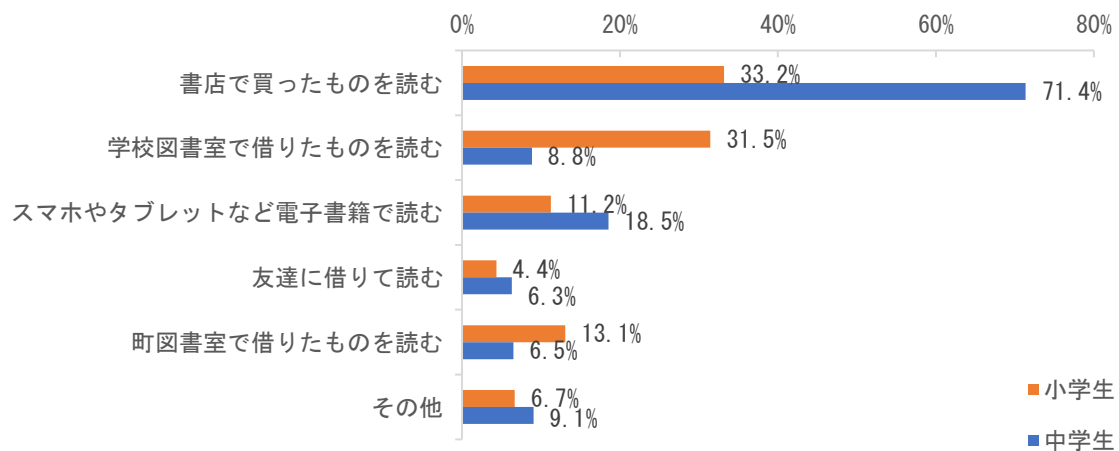
全ての回答について、小学生と中学生の割合にそれほど差は見られませんでした。このことから、小学生の段階ですでに娯楽の多様化が進んでいることがうかがえます。

Q 3 あなたは、6月中に何冊本を読みましたか。(マンガ、雑誌を除く)



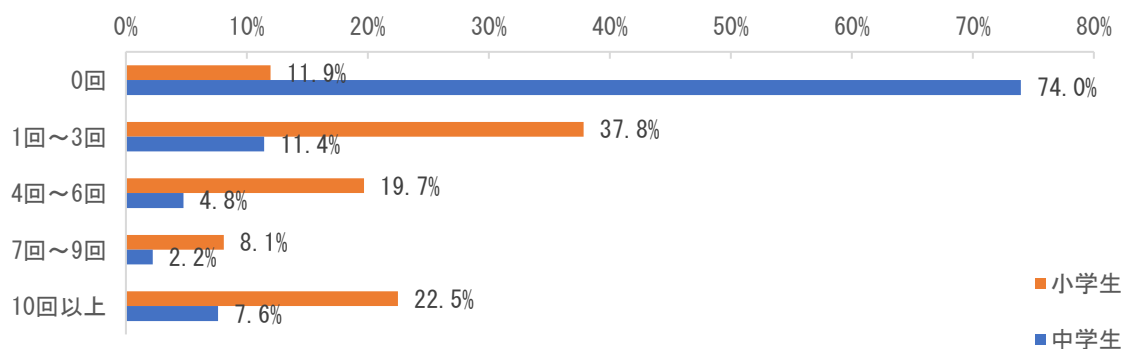
1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒は小学生が8.9%、中学生が14.0%でした。平成29年度に愛知県が行った同じ調査では、小学生が6.5%、中学生が12.3%です。本町は県と比較すると若干高い数値となっています。

Q 4 あなたは、本をどのように読みますか（マンガ、雑誌は除く）。当てはまるものを選んでください。（複数回答可）



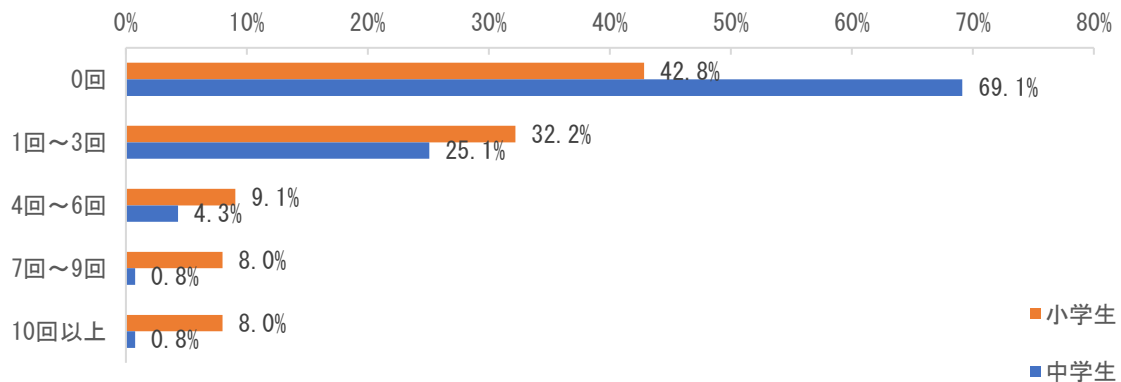
近年の電子書籍の普及は目覚ましいものがありますが、紙媒体によるものがまだまだ身近であることがうかがえます。また、中学生になると図書室で借りる割合が大きく減少し、書店で買ったものを読む割合が大きく増加する傾向となりました。

Q 5 あなたは昨年、休み時間中や放課後に学校の図書室を1か月に何回くらい利用しましたか。覚えている範囲で教えてください。勉強のみの利用は除きます。



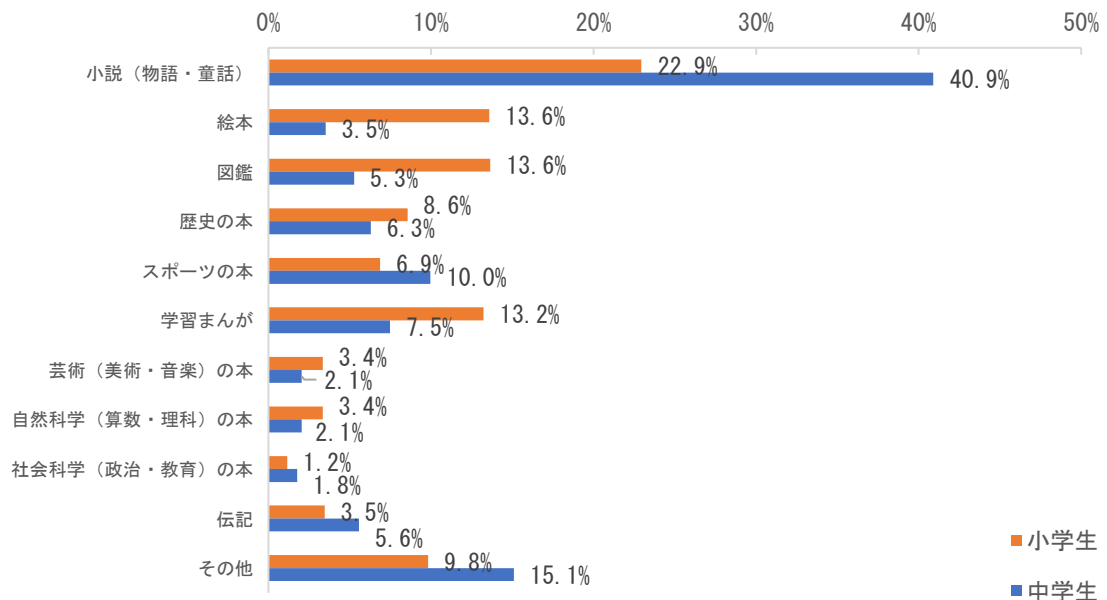
一番多い回答が、小学生は「1～3回以上」に対し、中学生は「0回」との結果となりました。特に中学生は、「0回」の割合が74.0%とかなり高い数値となっています。

Q 6 あなたは昨年、町の図書室を1か月に何回くらい利用しましたか。
覚えている範囲で教えてください。勉強のみの利用は除きます。



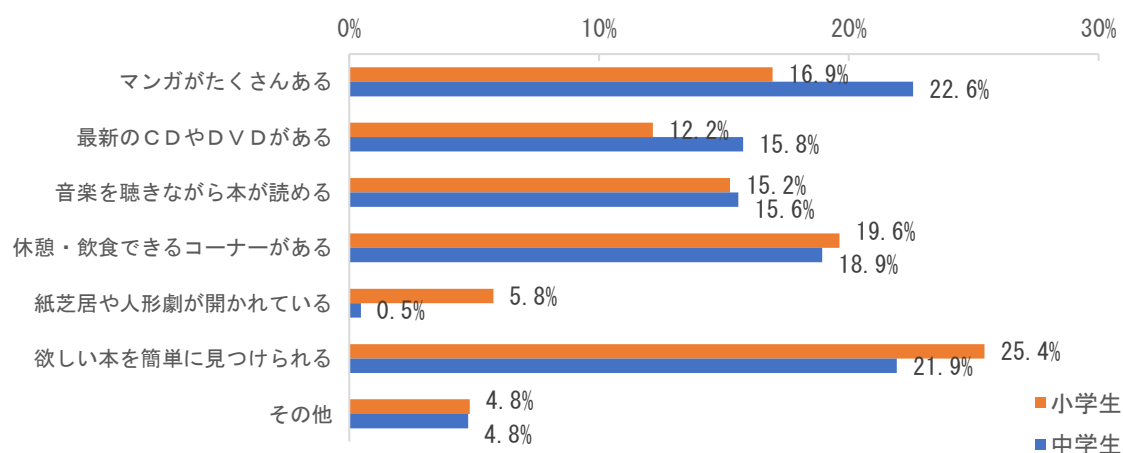
小中学生ともに、「0回」の回答が最も多い結果となり、町図書室が児童生徒にとってあまり身近でないことがうかがえます。特に小学生の「0回」は42.8%と他の選択肢よりもかなり高くなっており、これはQ5の学校図書室の利用回数では見られなかった傾向です。

Q 7 あなたは、どんな本が好きですか。2つまで選んでください。



小中学生ともに、「小説（物語・童話）」の回答が最も多い結果となりました。続いて小学生は絵本と図鑑となっており、中学生はスポーツの本が好きであるという回答が多くなっています。

Q 8 あなたは、どんな図書室なら行ってみたいと思いますか。
(複数回答可)



欲しい本を簡単に見つけられることを望む回答が多く、続いて休憩・飲食ができるコーナーがあることと続きます。しかし、一部少ない回答があるものの比較的均等に回答が分かれており、図書室に求められるサービスが多様化していることがうかがえます。

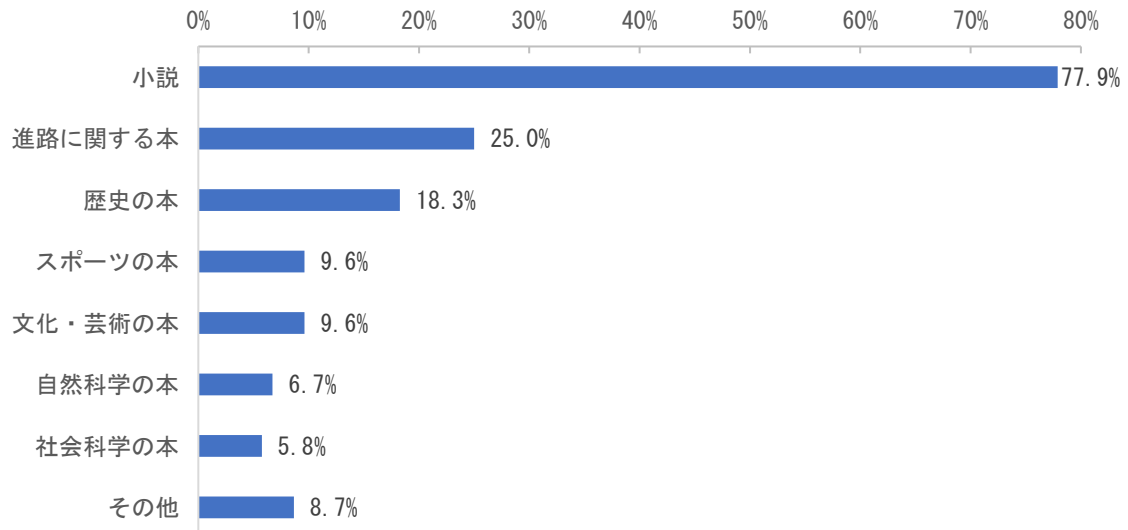
(3) 高校生

①実施内容

項目	内容
調査対象	豊山町社会教育センターを利用した高校生
調査期間	令和2年11月29日～令和2年12月26日
調査方法	社会教育センター内にて職員による配布・回収
調査数	調査数 102名

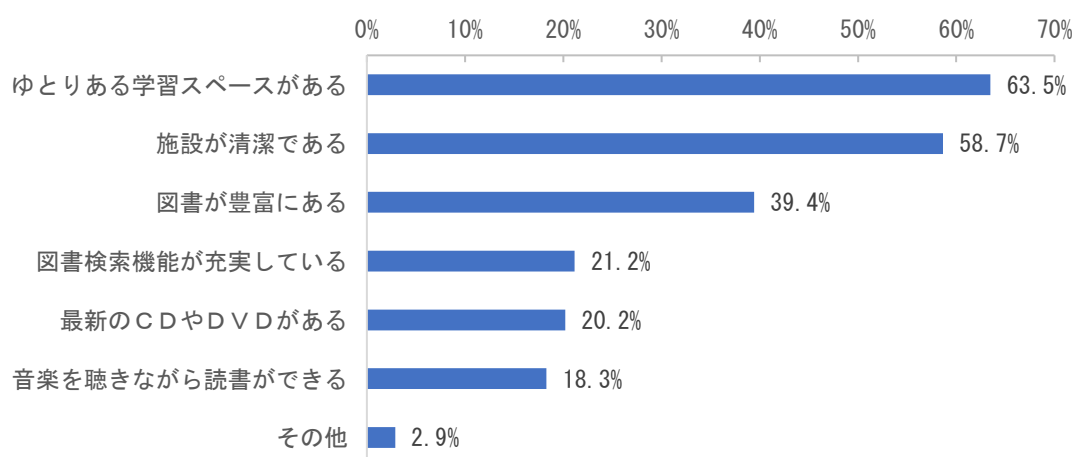
②調査結果の概要

Q 1 あなたは、どんな本が好きですか。(複数回答可)



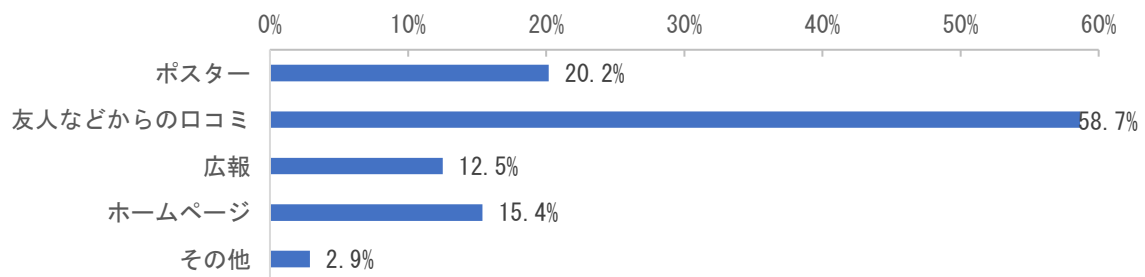
小説の回答者数が一番多くなっています。未就学児の保護者や小中学生の好きな本に対する回答とは異なり、偏ったものとなっています。

Q 2 あなたは、どんな図書室なら行ってみたいと思いますか。
(複数回答可)



「ゆとりある学習スペースがある」の回答が一番多くなっています。しかし、「施設が清潔である」や「図書が豊富にある」についても一定の回答があるため、多様なサービスを求められていることがうかがえます。

Q 3 豊山町の行事やイベントの情報を知るきっかけは何ですか。
(複数回答可)



「友人などからの口コミ」の回答割合が多い一方で、未就学児の保護者と
同じく「広報」や「ホームページ」は少ない回答割合となっていることから、
日常の生活で耳にすることにより情報を収集していることがうかがえます。

Q 4 図書室に関する意見があれば、ご記入ください。

- ・学習スペースや自習室をもっと増やしてほしい。
- ・W i - F i の設置。
- ・DVDをもっと増やしてほしい。
- ・図書室の閉館時間が少し早い。
- ・冬になると館内が寒く感じる。
- ・座る場所がたくさんほしい。
- ・立ち椅子やコンセントがほしい。
- ・読みたい本が探しやすい工夫がされていると嬉しいです。
- ・ライトノベルを置いてほしい。
- ・月一くらいで欲しい本やCDのアンケートを取ってはどうか。
- ・勉強しやすくなるといい。
- ・広報をしっかりと行い、図書室の存在がもっと知られるよう頑張ってください。
- ・テスト期間中に休館していると困る。

4 現状から見える課題のまとめ

本町の読書活動に関する課題を、第2次計画の取り組み状況やアンケート調査の結果を踏まえ、次のとおり整理します。

(1) 子どもの読書意欲の向上

子どもが積極的に読書を行う意欲を高めていくために、県、他市町村の公共図書館、学校、ボランティア団体等の取り組みなど本町の情報以外にも、町図書室が主体となって、魅力ある様々な情報を収集し提供する必要がある。

(2) 町図書室の環境整備

各世代が求める町図書室について、一番多い回答がそれぞれ、未就学児の保護者が「子どもとくつろげるコーナー」、小中学生が「欲しい本を簡単に見つけられる」、高校生が「ゆとりある学習スペース」と各世代がそれぞれ図書室に求める機能は異なっています。現在一体となっている児童書コーナーと学習コーナーをうまく棲み分けることや、一目でわかりやすい配架をするなどの配慮が必要です。

また、求められる資料の種類も各世代様々であることから、幅広い資料の収集に努めなければいけません。

(3) 学校図書室の環境整備

学校図書室は、小学生はある程度利用している一方、中学生は1か月のうちに一度も図書室を利用しない生徒が74.0%とかなり高い数値となっています。児童生徒が本に親しみ、読書習慣を身につけていくために、朝読書など学校での読書活動を推進していくとともに、身近な存在である学校図書室の環境をより充実させることが重要です。

第3章 豊山町子ども読書活動推進計画 (第3次) について

1 基本方針

本計画では、生涯学習推進審議会からの提言やアンケート調査結果等を踏まえ、第2次計画で行った取り組みの成果と課題を検証するとともに発展的に継承し、第3次計画では以下のテーマを掲げ、3つの基本目標に基づいて具体的な取り組みを進めていきます。

第3次計画のテーマ

豊かな心をはぐくむ読書の推進

2 基本目標

本計画のテーマである「豊かな心をはぐくむ読書の推進」に基づき、以下のとおり基本目標を設定し、各種施策・事業の展開を図ります。また、基本目標ごとに目標指標を設定し、計画の進捗管理を図ります。

基本目標1 家庭・地域・学校における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常的な関わりを通して育まれます。

そのため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることが必要です。

それぞれの主体が各々の場面において、子どもの自主的な読書活動に向けた取り組みを推進します。

基本目標２ 町や学校図書室などの読書環境の充実

子どもが自主的に本を読むようになるためには、発達段階に応じて本に親しむことができるような環境づくりを進める必要があります。

乳幼児期から発達段階に応じて、子どもが興味を持ち感動する本に出合えるような読書環境の整備・充実を進めます。



社会教育センター図書室

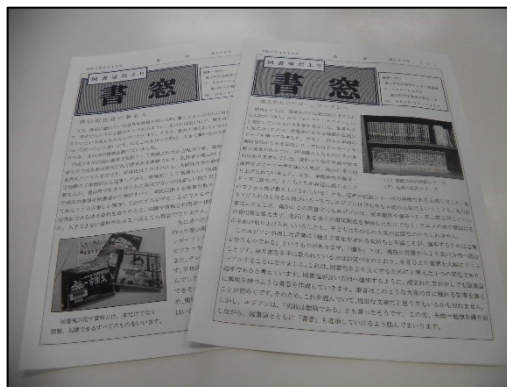
基本目標３ 読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動の意義や重要性について、町民一人一人が理解と関心を深める必要があります。子どもを取り巻く全ての関係者の理解と関心を高めるよう、普及啓発活動を積極的に進めます。

また、図書館職員や読み聞かせボランティアを対象とした研修の積極的な参加に努めます。

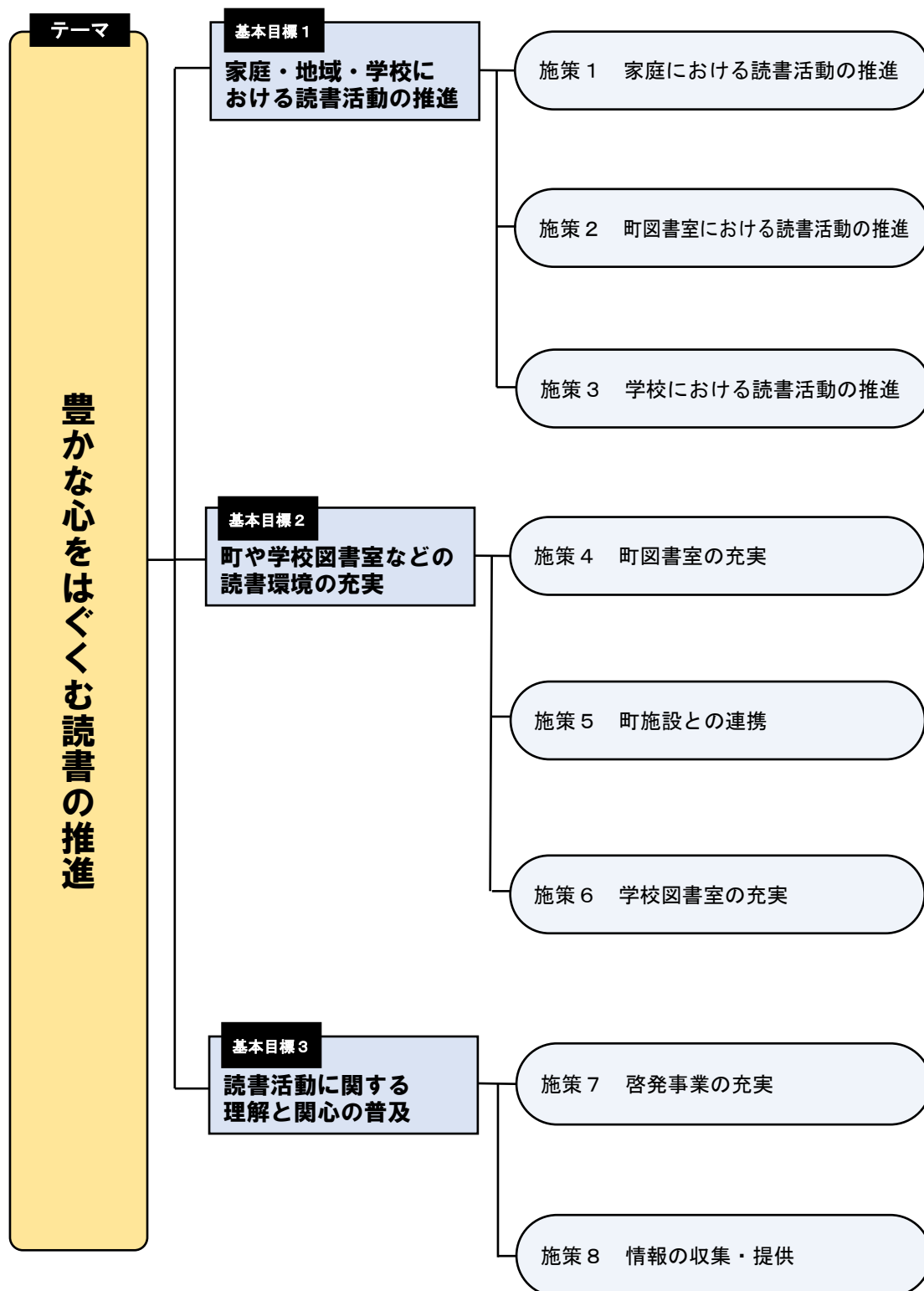


社会教育センター図書室前掲示板



図書室だより（書窓）

3 施策の体系



4 豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）

基本目標1 家庭・地域・学校における読書活動の推進

基本目標1の概要

子どもの読書習慣は、日常的な関わりを通して育まれます。

そのため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることが必要です。

関係者がそれぞれの場面において、子どもの自主的な読書活動に向けた取り組みを推進します。

基本目標1の施策項目

基本目標1 家庭・地域・学校に おける読書活動の推進

施策1 家庭における読書活動の推進

施策2 町図書室における読書活動の推進

施策3 学校における読書活動の推進



ブックスタート事業



町図書室資料貸出し利用カード

施策1 家庭における読書活動の推進

主な取り組み

(1) ブックスタート事業の実施

保健センターにて実施している3か月健康診断時に、絵本のブックリストの配付とボランティア団体による絵本の読み聞かせを行います。

親子で本に親しむ機会を設け、家庭における読み聞かせを推進します。

施策2 町図書室における読書活動の推進

主な取り組み

(1) 小学2年生への図書室資料貸出し利用カードの配付

町図書室の周知と利用を促進するため、小学2年生を対象として、毎年夏休み前に図書室資料貸出し利用カードを配付します。

施策3 学校における読書活動の推進

主な取り組み

(1) 読書の習慣化

学校は、朝のホームルーム等に10分間程度の朝読書の時間を設けるなど、児童生徒の読書時間の確保に努め、読書の習慣化を図ります。

(2) 図書委員会の活動による推進

読書週間を中心に、幅広く多くの図書に触れ合う機会を設定し、読書に関する理解と関心が高まるように取り組ませることを通して、本に親しむ習慣が身に付くよう働きかけます。

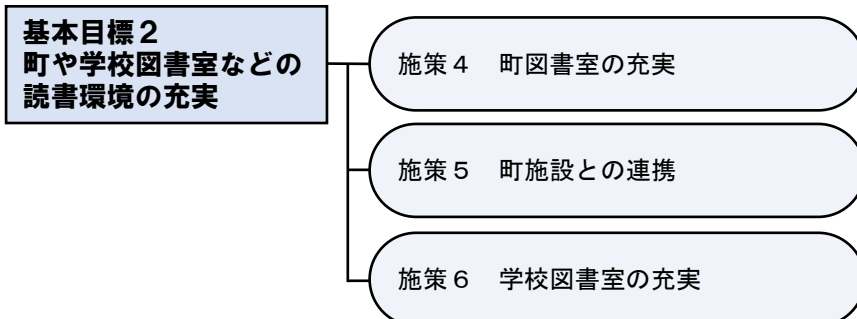
基本目標2 町や学校図書室などの読書環境の充実

基本目標2の概要

子どもが自主的に本を読むようになるためには、発達段階に応じて本に親しむことができるような環境づくりを進めることが必要です。

乳幼児期から発達段階に応じて、子どもが興味を持ち読書の楽しさに気付くきっかけになるような読書環境の整備・充実を進めます。

基本目標2の施策項目



施策4 町図書室の充実

主な取り組み

(1) 読書環境の充実

絵本、童話、物語、小説や障がいのある子どもを対象にした図書、外国語の図書など、発達段階にあわせて変化する子どもの興味や関心を捉え、幅広い分野において多種多様な資料を揃えたとともに、親子でくつろげるスペースの確保やゆとりある学習スペースの整備を行い、図書室環境の充実に取り組みます。

また、子どもが本を探しやすくするための環境づくりにも合わせて取り組んでいきます。

施策5 町施設との連携

主な取り組み

(1) 除籍本の譲渡

町図書室で除籍した児童書や絵本、紙芝居等を児童センター、児童館及び小学校等は無償で譲渡し、町内公共施設における図書の充実を図ります。また、町民にも譲渡する機会を設け、図書の再利用に努めます。



町図書室除籍本コーナー



総合福祉センターしいの木読書スペース

施策6 学校図書室の充実

主な取り組み

(1) 新学習指導要領に沿った資料の充実

新学習指導要領の実施に伴い必要とされる資料をはじめ、児童生徒が求める図書についても精査し、様々な資料の充実に努めます。



学校図書室

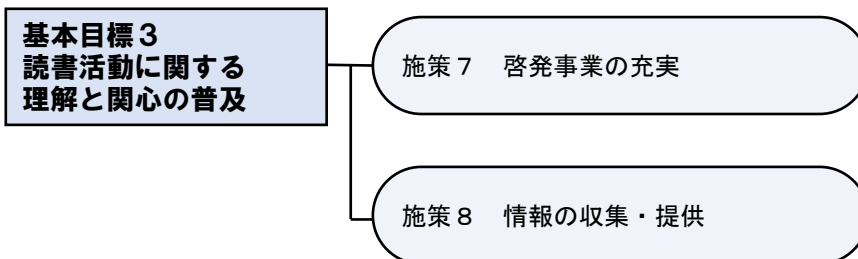
基本目標 3 読書活動に関する理解と関心の普及

基本目標3の概要

子どもの読書活動の意義や重要性について、町民一人一人が理解と関心を深める必要があります。子どもを取り巻く全ての関係者の理解と関心を高めるよう、普及啓発活動を積極的に進めます。

また、図書館職員や読み聞かせボランティアを対象とした研修の積極的な参加に努めます。

基本目標3の施策項目



施策7 啓発事業の充実

主な取り組み

(1) ボランティアによる読み聞かせ活動

地域サークルの読み聞かせグループが、児童館や小学校に定期的に訪問し、紙芝居や人形劇や絵本の読み聞かせなどを行うことを通して、読書の必要性を啓発します。



ボランティアによる読み聞かせ活動

施策8 情報の収集・提供

主な取り組み

(1) 「図書室だより」(書窓)の発行

利用者のニーズに合った図書や、近隣図書館が行うおはなし会などの読書啓発事業の情報を収集します。収集した情報は、毎月発行する「図書室だより」に掲載したり、目に触れやすい場所へポスターを掲示し、積極的に情報提供を行います。また、「図書室だより」は紙媒体以外に、ホームページにも掲載し広く周知します。

第4章 計画の推進に向けて

1 読書活動の推進に向けた体制の充実

豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）には多様な施策が含まれていることから、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。そのため、本計画の推進にあたっては、町民や学校、地域などと行政が連携・協働して取り組んでいきます。

また、読書環境のより一層の利便性向上のため、活動の拠点となる各種施設の整備・充実とともに、施設の管理・運営体制の強化を図ります。

さらに、学校図書館教育担当教諭と定期的に連絡会を開催し、推進体制の一層の強化・充実を図ります。

2 計画の周知

今後、読書活動を広く推進していくためには、町民や学校、各種団体、地域などの理解・協力が不可欠であることから、本計画に関する各施策の内容の進捗状況について、広報、ホームページなどにより情報発信を行い、町民への周知を図ります。

3 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進していくためには、各施策についてPDCAサイクルに基づき定期的に進捗状況を点検・評価することが重要となります。

そこで、事務局（生涯学習課）を中心に、学校図書館教育担当教諭と定期的に行う読書活動連絡会において、各施策の実施状況や実施する上での問題点などを整理し、計画内容と実際の進捗状況の点検・評価を行います。

また、社会や経済情勢、子どもを取り巻く読書環境の変化などに応じて、新たな課題や計画内容との乖離がみられる場合などは、各施策の改善や計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定経過等

(1) 計画策定経過

年月日	内 容
令和2年7月1日	第1回豊山町読書活動連絡会 【議題】 ・豊山町子ども読書活動推進計画（第2次）に係る調査依頼について ・豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）策定に係るアンケートの依頼について
令和2年7月2日 ～7月31日	小中学生を対象としたアンケート調査の実施
令和2年8月26日	第1回豊山町生涯学習推進審議会 【議題】 ・＜諮問事項＞豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）について
令和2年9月23日	第2回豊山町読書活動連絡会 【議題】 ・豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）について
令和2年11月29日 ～12月26日	未就学児の子どもをもつ保護者及び高校生を対象としたアンケート調査の実施
令和3年1月12日	第3回豊山町読書活動連絡会 【議題】 ・豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）について
令和3年2月1日 ～2月14日	パブリックコメントの実施
令和3年2月24日	第2回豊山町生涯学習推進審議会 【議題】 ・＜諮問事項＞豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）について

(2) 豊山町生涯学習推進審議会条例

豊山町生涯学習推進審議会条例

平成 16 年 3 月 31 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- (1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- (4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係町民団体の代表者
- (4) 生涯学習ボランティアの代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところ

による。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日

法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(4) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年 6 月 28 日

令和元年法律第 49 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

1 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

3 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第18条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等

の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を

図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 用語解説

・ 青少年によい本を進める県民運動

愛知県及び愛知県青少年育成県民会議では、読書を通じて青少年の健全育成を図るため、毎年10月の強調月間を中心として、「青少年によい本をすすめる県民運動」に取り組んでおり、青少年向け優良図書目録及びポスターの配布や読書感想文・感想画の募集を行っている。

・ P D C A サイクル

P l a n（計画）→ D o（実行）→ C h e c k（評価）→ A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

・ ブックスタート事業

自治体が行う0歳児健診などで、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる事業。

・ 不読率

1か月間に子どもが読んだ書籍の平均冊数（教科書、マンガ、雑誌などを除く）」が0冊であった者の全体における割合。

・ ライトノベル

日本で生まれた言葉で、小説のジャンルの一つ。S Fやホラー、ミステリー、ファンタジー、恋愛などの要素を、軽い文体でわかりやすく書いた若者向けの娯楽小説を主にいうが、明確な定義はない。

・ レファレンスサービス

図書館利用者が研究や調査のために、どのような資料を検索すればよいかを案内するなど、利用者の支援を行うこと。

豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）

発 行：豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

発行年月：令和3年3月

〒480-0202

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字和合 72 番地

電話：0568-28-5335 ファックス：0568-29-0719